

日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業(NEXUS)
国際共同研究 事後評価要領

令和7年4月

JST 国際部先端国際共同研究推進室

1. NEXUSの事後評価について

NEXUSでは、「日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業の実施に関する規則」に基づき、研究課題の終了に際して事後評価を実施します。事後評価は国際共同研究の実施状況と成果等を明らかにし、今後の成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的としています。

2. 事後評価の進め方

終了報告書、成果リスト、実績報告書、申請書、研究計画書/報告書等を用いて、原則として書面により、外部有識者（運営主幹、アドバイザー等）による評価が行われます。外部発表、特許、研究を通じての新たな知見の取得等、研究成果の状況や得られた研究成果の科学技術への貢献や、共同研究相手国との交流実績について評価します。

なお、事後評価の結果は報告書としてJST のホームページを通じて一般に公開します。公開にあたっては研究代表者へ事実誤認がないかの確認が事前に行われます。

3. 事後評価の評価項目

以下のNEXUS共通の評価項目に基づき評価されます。

① 国際共同研究の研究開発成果および実施内容

成果の科学技術レベルは十分に高いか。当初の研究計画通りに進捗し、目的は達せられたか。

② 国際共同研究による相乗効果および協力体制

各国パートナーの役割や寄与、協力のバランスが適切に働き、国際共同研究による付加価値は生み出されたか。今後も協働の継続や研究の発展が見込まれるか。

③ 国際研究交流の成果および実施内容

若手研究者の交流に関する取り組みは十分になされていたか。国際研究交流がもたらした成果はあったか。当初の交流計画通りに進捗し、目的は達せられたか。

④ 国際共同研究の波及効果

二国間の共通的な課題の解決、あるいは互いの国の科学技術力強化に貢献したか、しうるか。成果の学術的・社会的インパクトが期待できるか。

⑤ 研究人材育成の効果および実施内容 ※研究人材育成連動型のみ対象

若手研究人材の育成に関する取り組みは十分になされていたか。日本において、もしくは

は日本－相手国の二国間において、今後の活躍が期待できるような優秀な若手研究人材が育っているか。

4. 評価に際して

公平で透明な評価を行う観点から、下記の利害関係者は評価に加わりません。

- ① 被評価者と親族関係にある者
- ② 被評価者と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は被評価者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると思なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者
- ③ 被評価者と同一の企業に所属している者又は被評価者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者
- ④ 被評価者と緊密な共同研究を行う者(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題等の中での研究分担など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- ⑤ 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- ⑥ 被評価者の研究課題等と直接的な競争関係にある研究を行っている者
- ⑦ その他機構が利害関係者と判断した者

以上